

臼田町が近隣市町村と合併した場合の規模や 国・県の財政支援の状況

市町村合併を考えよう No.7

市町村合併特例法の期限である、平成十七年三月三十一日までに合併した市町村に対しては、国・県から様々な財政支援があります。今回はその概要についてお知らせします。

合併した場合の組合せ		臼田町・佐久市	臼田町・佐久市・佐久町・八千穂村	臼田町・佐久町・八千穂村	臼田町・佐久市・御代田町・浅科村	※臼田町の現状
合併した時の人口（人）		82,837	96,459	29,584	102,753	15,962
合併した時の面積（km ² ）		275.83	463.96	271.34	354.13	83.21
決算規模	歳入総額（百万円）	37,557	47,654	18,653	47,207	8,556
	うち市町村税（％）	10,483 (27.9%)	11,577 (24.3%)	2,545 (13.6%)	13,185 (27.9%)	1,451 (17.0%)
	うち交付税（％）	9,033 (24.1%)	13,339 (28.0%)	6,917 (37.1%)	12,115 (25.7%)	2,611 (30.5%)
国の財政支援	合併準備補助金	1,000万円	2,000万円	1,500万円	2,000万円	
	合併特別例債					
	標準全体事業費（10か年度の合算額）	約173.7億円	約349.2億円	約126.2億円	約386.7億円	
	基金造成支援（標準基金規模）	約17.6億円	約29.7億円	約17.7億円	約31.1億円	
	借入限度額（上記2事業費の95%）	約181.7億円	約359.9億円	約136.7億円	396.9億円	
	うち普通交付税算入額（元利償還金の70%）	約127.2億円	約251.9億円	約95.7億円	約277.9億円	
	合併市町村補助金（3か年の合算額）	3.6億円	5.1億円	3億円	6億円	
	臨時的経費支援（5か年の合算額）	約5.1億円	約8.7億円	約3.1億円	約9.2億円	
	新たなまちづくりに対する特別交付税措置（3か年の合算額）	約4.6億円	約6.5億円	約6.8億円	約6.8億円	
	県の合併特別例交付金（10か年の合算額）	5億円	7億円	6億円	7億円	
財政支援総額（事業費ベース）		約209.7億円	約406.4億円	約163.0億円	約447.0億円	

※「合併した場合の組合せ」はアンケート調査の上位3組の組合せと佐久市を中心とした隣接町村で、現在同市と合併問題の合同研究会を行っている組合せです。

注1：人口は平成12年国勢調査数値

注2：決算規模は平成12年度普通会計決算数値

注3：市町村税欄及び交付税欄のカッコ内数値は、歳入に占める割合

4月号の
訂正とお詫び

広報うすだ 4月号中

P 6

北川 工藤友也を

菊池友也に

下荒 市川真季 寺岡左智

を

諏訪 市川真季 寺岡左智

に

P 7

臼田町総合福祉センター

所長兼地域支援センター

所長兼基幹型デイサービスセンター

所長 井出和夫

夫を

臼田町総合福祉センター

所長兼地域支援センター

所長 井出和夫

基幹型デイサービスセン

ター係長 佐々木弘を

社会福祉協議会基幹型デ

イサービスセンター係長

佐々木弘に

基幹型デイサービスセン

ター 木内一葉を

社会福祉協議会基幹型デ

イサービスセンター 木

訂正し、お詫び申し上げます。

市町村合併に関する財政支援

用語の解説

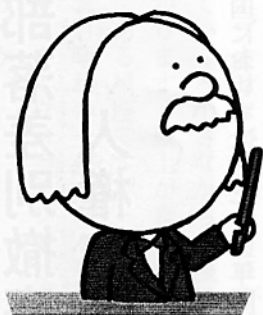
合併前

合併準備補助金

法定合併協議会を設置する市町村に対し、合併準備に必要な経費について、1市町村につき500万円を限度として補助されます。

合併準備に対する特別交付税措置

法定または任意合併協議会を設置する市町村に対し、合併準備に要する経費について、5か年度にわたり特別交付税で措置されます。また、合併移行経費についても個別に特別交付税が措置されます。



合併後

合併特例債

合併した市町村が、新しいまちづくり計画（市町村建設計画）に基づいて行う公共的施設の整備事業及び、イベントの開催やコミュニティ活動等への助成に活用する基金造成について、合併後10か年度に限りその財源とすることができるとする。全体事業費の95%に充当、元利償還金の70%が普通交付税に算入され、財源が補てんされます。

普通交付税の算定の特例（合併算定替）

関係市町村が合併しなかったとした場合の普通交付税の合計額が、合併後10か年度全額保証されます。その後5か年度で激変緩和措置が講じられます。

合併市町村補助金

市町村建設計画に位置付けられた事業で、地域内の交流・連携や一体性の強化のために必要な事業などに対して、合併後3か年度を限度に補助されます。

臨時的経費支援

合併直後に必要となる行政の一本化（基本構想の策定・改定、ネットワーク整備等）に要する臨時的な経費に対し、5か年度にわたり普通交付税に上乗せされます。

新たなまちづくりに対する特別交付税措置

合併した年度または翌年度から3か年度にわたり、新しいまちづくり、公共料金の格差是正などに要する経費について特別交付税で措置されます。

合併特例交付金

県の財政支援策で、合併後の近郊あるまちづくりを支援するため、合併市町村が行う地域格差の是正のための事業、住民意見の反映促進のための事業等一定の事業を対象に10か年度にわたり交付されます。

入場無料

町制施行45周年記念講演

臼田——わたしの原風景

人はそれぞれ原風景というものを持っている。多くの場合は、佐久地方のカラマツ林です。……カラマツの色の変化が四季を映すわけです。それが多くの原風景みたいなものだな。……



作家

井出孫六氏

プロフィール

1931年、臼田町に生まれる。

東京大学文学部仏文科卒。

中央公論社を経て、1975年『アトラス伝説』で第72回直木賞受賞。

主な著書に『秩父困民党群像』、『杏花爛漫』、『抵抗の新聞人桐生悠々』、『秩父—峠・村・家』、『歴史紀行 峠を歩く』、『歴史紀行 島へ』、『終わりなき旅』（大佛次郎賞受賞）、『北方四島紀行』、『ねじ釘の如く—画家・柳瀬正夢の軌跡』など。

○日時；平成14年5月18日(土)
午後1時30分～
○場所；臼田町コスモホール

※本文引用：中野幸次・井出孫六・高田宏著「ブナの木の下で語ろう」信濃毎日新聞社